

(様式1)

令和4年度 千葉県立榎の実特別支援学校高等部入学者選考実施要項

1 応募資格

本校高等部に入学を志願できる者は、県内に居住し、原則として障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に定める知的障害者で、「(1)～(3)」のいずれかに該当する者とする。

- (1) 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和4年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和4年3月に修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
なお、令和4年3月に、学校教育法施行規則第95条第1号及び第2号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

2 通学区域

- (1) 原則として、小学部及び中学部の通学区域に準じ、袖ヶ浦市と市原市姉崎地区とする。
- (2) 本校の通学区域を越える場合、志願者の情報を十分掌握した上で県教育委員会と協議する。

3 入学定員

特に定員を定めない。

4 出願

- (1) 事前の教育相談
令和4年1月14日(金)までに、本校で進路に係る教育相談(志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない)を行うことを要する。
- (2) 願書提出期間
令和4年2月2日(水)から令和4年2月14日(月)までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
- (3) 提出先
本校の校長
- (4) 提出書類等 ※ア～オは必須
ア 入学願書〔様式2〕
イ 療育手帳若しくは身体障害者手帳等の写し(交付番号及び障害の程度が記載された項目の部分)又は、障害を有することを証明する診断書(知的障害者の場合は、発達検査の結果が記載されていること)〔様式4〕
ウ 入学者選考受検票〔様式6〕
エ 調査書〔様式7〕
オ 返信用封筒(84円切手を貼った長形3号(23.4cm×12cm)の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること)
切手料金改定があったときは、改定後の料金の切手
カ 通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長又は出身中学校長の証明を受けて、通学区域外からの入学志願証明書〔様式9〕を提出すること。
キ その他本校の校長が必要と認める書類を提出すること。

5 入学許可候補者の決定

- (1) 入学者選考の方法
学力検査、作業能力検査、運動能力検査、面接、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

なお、学力検査については、国語及び数学又は自立活動で、その内容は学習指導要領に示されている基本的事項とする。

ただし、特別の事情のあるときは、学力検査等を行わないことができる。

- (2) 入学者選考日
令和4年2月24日(木)
- (3) 入学者選考会場
本校

6 追選考

選考当日にインフルエンザ罹患等やむを得ない理由により、受検することができなかった者に対して追選考を行う。

- (1) 受検資格及び手続き

インフルエンザ罹患等による急な発熱で別室での受検も困難である等やむを得ない理由により、本選考を全て受検できなかった者のうち、本校の校長が定める手続きとして、以下①②の提出をし、承認をうけたものを対象とする。

- ①追選考受検願の提出(様式17)
- ②医師の診断書(提出できない場合は、その限りではない。)

- (2) 入学者選考日
令和4年3月3日(木)
- (3) 入学者選考会場
本校
- (4) 入学者選考の方法
追選考の方法については、本校の校長が別に定める。

7 入学許可候補者の発表及び通知

令和4年3月7日(月)午前9時に、入学許可候補者の受検番号を本校玄関前に掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。

8 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和4年3月11日(金)までに、入学確約書〔様式20〕を本校の校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

入学確約書を提出した者は、県の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

9 再募集

特別支援学校の受検を希望し、本校において教育相談を受けた者を対象として行なう。

なお、再募集に係わる事項については、本校の校長が別に定める。

10 その他

- (1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式21〕を本校の校長宛てに提出するものとする。
- (2) 志願者又はその保護者は、別記に従い、調査書、作業能力検査、運動能力検査、学力検査の総合得点及び教科別の得点に関して、口頭開示請求を行うことができる。
- (3) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、県教育長が別に定めるものとする。